

学部学生

2024年度 官民協働海外留学支援制度

～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

— 収入に関する提出書類について —

家計基準

日本学生支援機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金」に掲げる家計基準を超えないこと。
ただし、基準を超える学生についても、支援予定人数全体の1割程度を上限に採用される場合があります。この場合、奨学金の支給金額が異なりますので 注意してください（募集要項 P.7 参照）。

《学部学生の場合》

- ・学部学生の場合、原則として父母両方について、収入に関する書類を提出いただきます。
- ・書類によっては、準備・取り寄せに時間がかかるものがございます。時間に余裕を持って準備を進めてください。書類不備の場合は、受け付けできません。
- ・家計基準の算出は【貸与額算定基準額が381,500円以内かどうか】を確認することで行います。提出された収入に関する書類を元に、専用ツールを用いて【貸与額算定基準額】を算出いたしますので、「所得のみ記載されている証明書」や「税額のみ記載されている証明書」では計算が出来ません。証明書発行の際には十分ご注意ください。
※日本学生支援機構が別途公表している『貸与額算定基準額の計算手順（確認シート）』もご参照ください。

[貸与額算定基準額の計算手順（確認シート）【2023年度版】（jasso.go.jp）](https://jasso.go.jp)



収入に関する書類についての注意事項

- ◆マイナンバー（個人番号）が記載された書類は提出しないでください。
- ◆父母両方（もしくはそれに代わる生計維持者）について、所得の有無にかかわらず、所得を証明する書類を提出してください。*無収入・無職の場合も所得0円と記載のある所得証明書が必要です。
- ◆提出書類は返却できませんのでご了承ください。
- ◆収入状況・家庭事情により、これらの他に書類を求めることがあります。
- ◆書類によっては、準備・取り寄せに時間がかかる場合がございます。時間に余裕を持って準備を進めてください。書類不備の場合、出願することはできません。
- ◆親の扶養に入っておらず、学生本人が独立生計者である場合は提出書類が異なるため、出願前に国際課へお問い合わせください。

証明書類の説明

① 令和5年度の課税証明書（自治体によっては所得証明書）【原本】

- ・提出が必要が必要な方 ⇒ 全員
- ・原本を提出してください。
- ・父母両方（もしくはそれに代わる生計維持者）について提出してください。
- ・住民票を置いている市区町村役場に申請してください。（税務署で発行される納税額の証明書は不可です）

※住民税の通知書では受付できません。

※京都市内の方は、「課税証明書」(全項目証明)を提出してください。

◆本証明書は、**所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要とします。**役所・役場には、これらの事項全てが必ず明記されるように申請してください。

◆**所得の有無にかかわらず必ず提出してください。**

無収入の場合、「総所得金額」「合計所得金額」等の項目に0円と記載されたものが必要となります。
金額欄が“*****”や空欄となっているもの(課税・非課税のみの証明となっているもの)は受け付けできません。役所・役場でその旨を伝えて証明書を取得してください。

◆税の申告を行っていないために「所得証明書」を取得できない場合は、早急に役所・役場で「市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税申告書」の手続きを取り、(控)のコピーを提出してください。

◆「0円と記載のある」所得証明書が取得できない場合は、役所・役場で取得した所得証明書に加え、「無収入の証明書が提出できない場合の事情書【指定用紙】」を記入のうえ、あわせて提出してください。

② 令和4年分の源泉徴収票

- ・提出が必要が必要な方 ⇒ 給与収入のある方。
- ・コピーを提出してください。
- ・所得者自身が保管しているものです。
- ・手元にない場合は、所得を得ている方の勤務先に申請してください。
- ・給与収入が複数あり、確定申告をされている場合や、自営業等給与収入以外の所得の場合は、③令和4年分確定申告書(控)または市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税申告書を提出してください。また、各々の在職期間を余白に記入してください(③も参照のこと)。

③ 令和4年分の確定申告書(控) または 市県民税申告書(控)

・提出が必要が必要な方 ⇒ 給与収入以外の所得がある方。

- ・コピーを提出してください。(第一表と第二表の両方のコピーが必要です)
- ・所得者自身が自宅で保管しているものです。申告書の控には、税務署の受付印・電子申告の受付結果(即時通告)・税理士印のいずれかが必要です。押印のある確定申告書を提出できない場合、事前に国際課へご相談ください。
- ・外交員で確定申告していない方は、外交員報酬支払調書を提出してください。
- ・確定申告をしていない場合は、⑨所得報告書【指定用紙】を作成し、提出してください。
- ・所得はあるが確定申告をする必要がなかった場合、「市民(県民)税申告書」のコピーを提出してください。
- ・利子・配当所得を得ている方は、第三表も提出してください。



④ 生活保護受給証明書

・提出が必要が必要な方 ⇒ 生活保護を受けている方。

- ・該当者は コピーを提出してください。
- ・受給者本人が保管しているものです。
- ・手元にない場合は、受給をしている方が住民票を置いている市区町村役場に申請してください。

※この他、日本学生支援機構の求めにより必要書類の提出が求められることがあります。
その場合は速やかに追加提出してください。

よくある質問

Q 1. 源泉徴収票があれば、課税証明書（所得証明書）はいりませんか？

A 1. いいえ、両方必要です。課税証明書（所得証明書）は所得の種類や総所得金額を判断するために必要な書類です。源泉徴収票は課税証明書（所得証明書）に記載されていない扶養関係等を確認するために必要です。

Q 2. 家のローンの支払いが多くて家計が苦しいのですが、考慮されますか？

A 2. 家のローンは考慮されません（所得の控除対象にはなりません）。

Q 3. 母は主婦で収入がありませんが、課税証明書（所得証明書）は必要でしょうか？

A 3. 所得の有無にかかわらず必ず提出してください。専業主婦の場合で収入が0円の場合でも、総所得0円と記載された証明書が必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受け付けできません。また、パート勤務で扶養控除の範囲内であっても、課税証明書（所得証明書）は必要です。税の申告を行っていないために「(非)課税証明書」を取得できない場合は、早急に役所・役場に令和3年分「市民税・県(府)民税申告書」の手続きを取り、(控)のコピーを提出してください。

Q 4. 父が海外在住のため課税証明書（所得証明書）がとれません。どうすればよいでしょうか？

A 4. 日本に住民票が無く課税証明書（所得証明書）が提出できない場合は、国際課へ早めにご相談ください。

Q 5. 私（学生本人）が親の扶養に入っておらず、独立生計者です。どうすればよいでしょうか？

A 5. 独立生計である証明が必要です。出願前に国際課へご相談ください。

《本件照会先》
同志社大学 国際センター 国際課
E-mail : ji-kksai@mail.doshisha.ac.jp
TEL : 075-251-3260 / FAX : 075-251-3057